

令和5年度 初任者研修の手引

小・中・義務教育学校



初任者用



岐阜県教育委員会

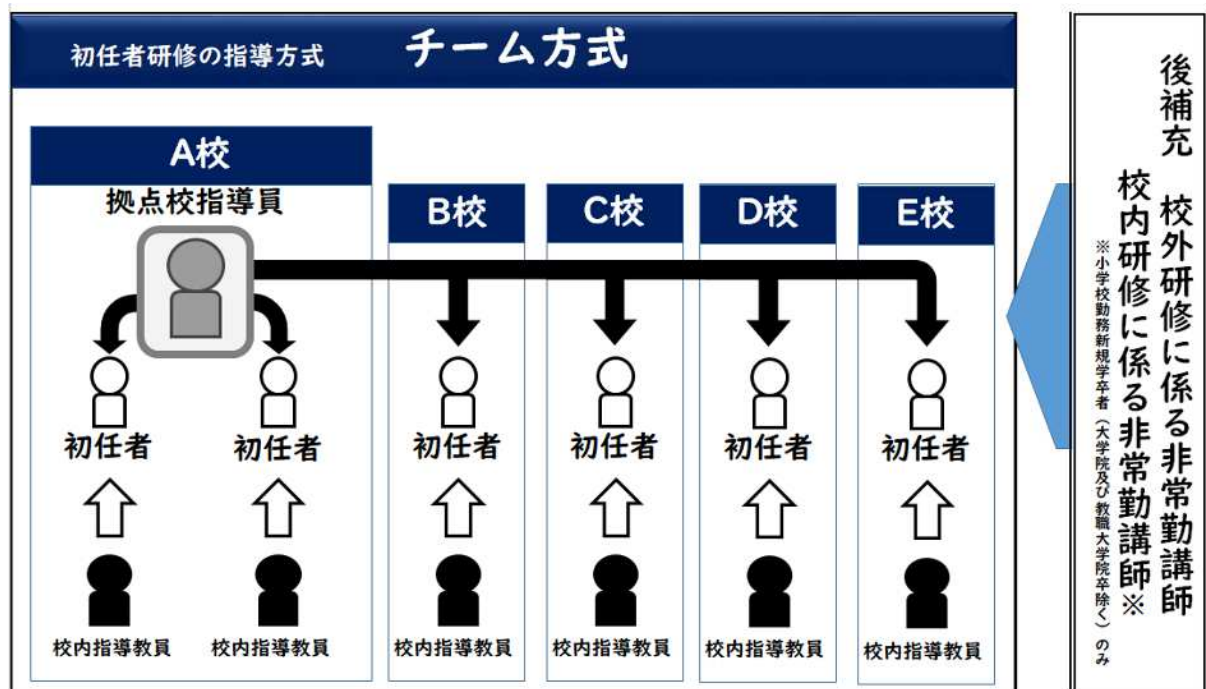
教育研修課

教育公務員特例法

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。



【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正】
初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）（H29年4月～）

初任者研修を始める皆さんへ

教職の道を志し、その夢を叶えた皆さんの教師人生が、いよいよ始まります。今、皆さんは、子供たちから「先生」と呼ばれることに戸惑いながらも、新しい環境と出会いの中で期待と不安を抱き、新学期に向けて様々な準備を進めていることと思います。今年一年をとおして行う初任者研修についても、まずは「どのような心構えで」、「何を行うのか」について、見通しをもってもらえたらと思います。

この初任者研修は、教育公務員特例法に基づいて行われる法定研修であり、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。研修は、総合教育センターや総合庁舎等で行う校外研修と校内で行う研修に大きく分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。校外研修の形態には、集合型とオンライン型があり、研修内容や資料等は、総合教育センターのホームページからダウンロードできます。研修を進めるにあたっては、管理職の先生方や指導教員、指導主事等がサポートし、指導・助言を行っていきますが、受け身の姿勢ではなく、子供たちにも求めている「主体的な学び」を実践してください。また、校外研修（学び）と校内研修（実践）を往還させることで、指導力を一層向上させることができます。加えて、研修ごとに行う「振り返り」は、自己の成長に不可欠な「メタ認知能力」を高める機会となるので、特に大切にしてください。

社会や子供たちを取り巻く環境が急激に変化する中、「令和の日本型学校教育」を担う教師の新たな学びの姿の実現が求められています。学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向け、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」のある教育を展開して、子供たちが予測困難な時代を自立して生き抜いていく力を養っていく必要があります。また、本県では、「誰一人悲しい思いをさせない教育」を最も大切にしており、その実現のためにも身に付けるべき教師の資質・能力は、多岐にわたります。

教育の質は、教師の力量に比例すると言われています。地道に積み重ねた取組から教育の本質が見え、実感できるようになります。チャレンジと失敗が肥やしになります。同期の仲間と共に切磋琢磨することとともに、同僚や管理職との対話、教養を培う読書、視点を広げる趣味等の時間も大切にしてください。マスクを付けた子供たちの表情や感情は分かりづらいですが、目を見て声を掛け、心の声に耳を澄ましてください。そして、子供たち一人一人に関わる時間を日々大切にしてください。その全てが、皆さんにとって生涯の宝となります。教師の専門性は、学び続ける向上心によって支えられることを肝に銘じ、どうか矜持をもって教師人生を歩んでいってください。皆さんの活躍を心から期待しています。

令和5年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

目 次

1	初任者研修の指導体系	
	(1) 研修の全体像	1
	(2) 校内研修	2
	(3) 校外研修〔教育研修課主催の研修〕	3
2	基礎的素養	
	I 教師としての心構え	6
	II 期待される教師像	9
	III 社会人としての心構え	10
3	学習指導	
	IV 各教科	12
	V 道徳教育及び特別の教科道徳	14
	VI 小学校 外国語活動	16
	VII 総合的な学習の時間	17
	VIII 特別活動	19
4	資 料	
	(1) 教職員の服務	20
	(2) 子供たちの命を守りきる	21
	(3) 学級経営と学級事務	23
	(4) 教師の一日	25
	(5) 自己評価票（3年間で目指す教師像）	26
	(6) 2年目以降の研修について	27

1 - (1) 研修の全体像

【基礎形成期】とは

意欲的に授業実践や学級経営に取り組み、教職の基礎を固める時期（初任時～5年目）

初任者研修

基礎形成期

教育公務員としての使命感、幅広い知見の獲得、
教員としての基礎的素養を学ぶ研修

校内研修

年間150時間

※教職大学院卒業者
は年間90時間



校内における具
体的実践に基づい
た、学習指導や学
級経営等の研修

校外研修 年間14日

- 総合教育センターを主会場とする研修 (3日)
- 教科等実践的指導力向上研修 (2日)
- 教育事務所主催の研修 (7日)
 - ・ 授業研修 (3日)
 - ・ 連携校研修 (4日)
- 市町村教育委員会主催の研修(2日以上)
 - ※ 普通救命講習
 - ※ 地域における豊かな社会性を育む研修



自己の課題を明確にし、必要な講座を選択し、校内で
実践することで、教員としての基礎を固める研修（2～5年目）

自己課題の

設定

管理職との
面談を通し
て設定

講座選択による

校外研修の実施

2・3年目…3講座以上
4・5年目…2講座以上

研修で

学んだことを
具体的に実践

学びの
連続

基礎形成研修

6年目研修

資質向上期

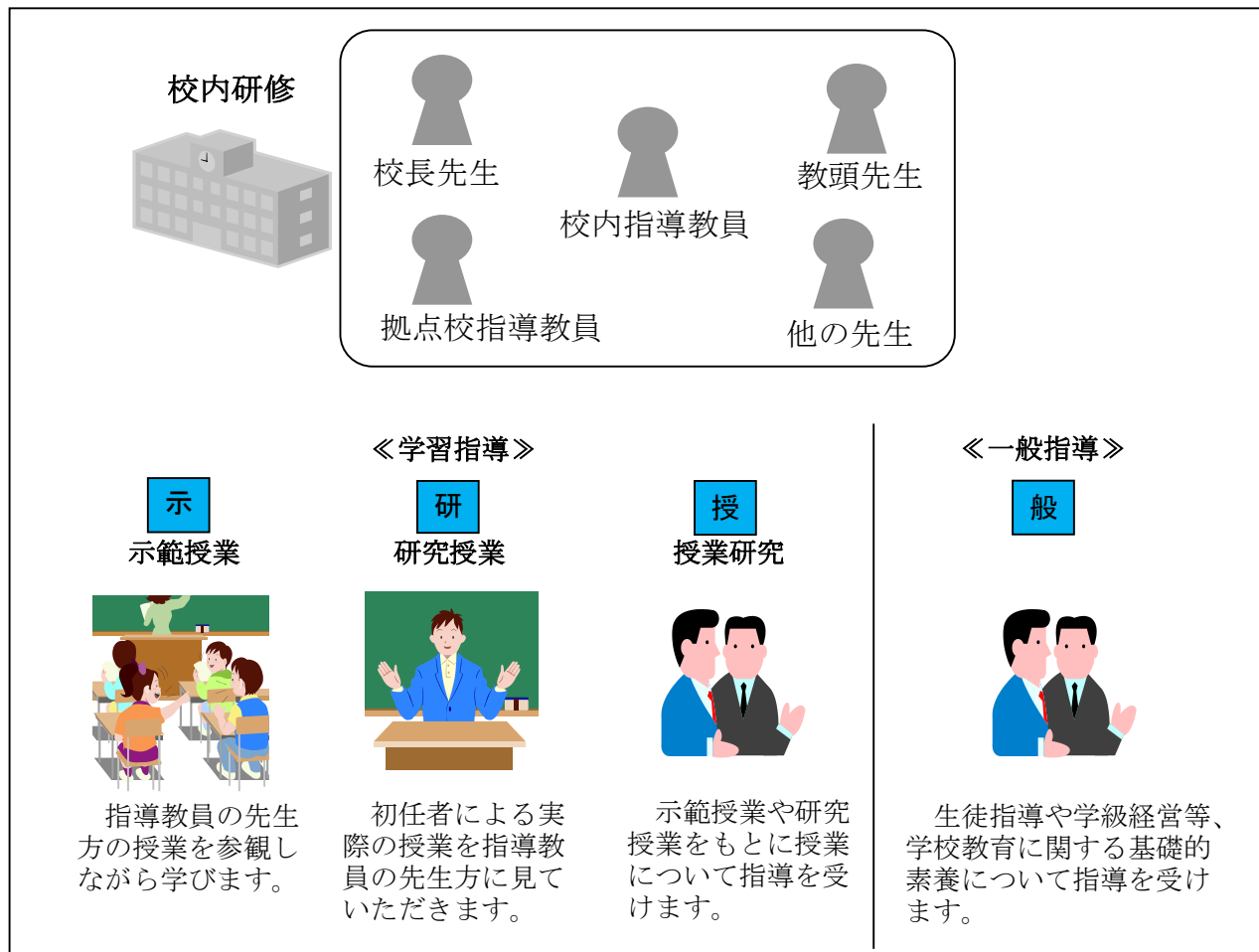
学校の中核教員として学習指導を中心とした
実践的指導力の向上を図る研修

校外研修3日（センター研、教科等別、選択研修） 校内研修3日

1－（２）校内研修

校内研修は、各学校において、研修内容が計画されます。

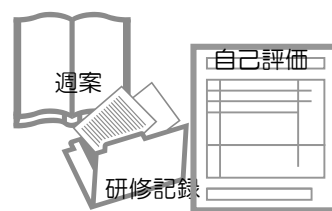
＊年間１５０時間（週５時間）＊教職大学院卒業の場合は９０時間（週３時間）

自ら指導を求める

校内研修では、授業を参観したり、自分の授業を見ていただいたりする機会があります。授業後は自ら指導助言を求めるようにしましょう。今後の指導のヒントを得ることができます。自ら求めていくこと姿勢は、教師としての成長につながります。

一人で抱え込まない

わからないことや困ったことがあったら、一人で抱え込まず先輩の先生方に相談しましょう。児童生徒のために一緒に考えていきましょう。

計画に基づいて指導を受ける

指導を受けたことや実践に生かすための計画等を、教育経営簿（週案簿）や研修記録等に残していくことが大切です。

自己評価票（３年間で目指す教師像）は、「岐阜県教員のキャリアステージにおける育成指標」がもとになっています。「今、自分はどこまでできていて、どこが課題なのか」を振り返る際のよりどころにしましょう。

1－（3）校外研修

1 総合教育センターを主会場とする研修について

（1）期日と開催方法及び研修場所

	期 日	開催方法	研修場所
第1回	令和5年5月 9日（火）	オンライン研修	各勤務校
第2回	令和5年6月13日（火）	オンライン研修・オンデマンド研修	各勤務校
第3回	令和6年2月13日（火）	TV 会議システムによる集合研修	各地区の指定の場所

＊5月8日に接続テストを行います。悉皆ではありません。必要に応じて、参加してください。
 接続に関する情報等は、総合教育センターHP の開催要項を確認してください。
 ＊第3回は、総合教育センターを主会場とし、TV 会議システムで各会場をつなぎます。地区により会場が異なります。各地区の指定の場所については、以下の通りです。

・岐阜地区	総合教育センター（岐阜市藪田南5-9-1）
・西濃地区	西濃総合庁舎（大垣市江崎町422-3）
・美濃地区	中濃総合庁舎（美濃市生櫛1612-2）
・可茂地区	可茂総合庁舎（美濃加茂市古井町2610-1）
・東濃地区	恵那総合庁舎（恵那市長島町正家後田1067-71）
・飛騨地区	飛騨総合庁舎（高山市上岡本町 7-468）

＊状況によって、開催方法等が変更する場合があります。

（2）主な研修内容

	時 刻	内 容	講 師
第1回 5月9日	9:30- 9:40	【オリエンテーション】 初任者研修についての心構え、注意事項等	講座担当者
	9:40-10:10	【講話】 初任者にのぞむこと	義務教育総括監
	10:15-10:55	【講話】 教職員の服務	教職員課 教育主管
	11:00-11:30	【講義】 文書管理・働き方改革・ハラスメント防止	教育管理課 担当者
	11:35-12:15	【講義】 安心・安全を守る危機管理	体育健康課 担当者
	13:15-14:15	【講義】 社会人としてのマナー	外部講師
	14:25-15:05	【講義】 人権教育	教育研修課 担当者
	15:15-16:00	【講義】 児童生徒理解	学校安全課 担当者
	16:00-16:15	【まとめ】 振り返り、連絡事項等	講座担当者
第2回 6月13日	9:30- 9:40	【オリエンテーション】 講座の目的、日程説明等	講座担当者
	9:40-10:30	【講義】 特別活動～互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自分を高める～	教育研修課 担当者
	10:40-11:40	【講義】 特別支援教育	特別支援教育課 担当者
	11:45-12:00	【リフレクション】 明日からの指導に生かしたいこと	講座担当者
	13:00-14:00	【講義・演習】 メンタルヘルス	外部講師
	14:10-14:30	【講義・交流】 タイムマネジメント	講座担当者
	14:40-15:10	【講義】 教科等実践的指導力向上研修について	講座担当者
第3回 2月13日	15:15-16:00	【講義・まとめ】 教科別研修（動画視聴・各自まとめ）	各教科主事
	10:00-10:10	【オリエンテーション】 講座の目的、日程説明等	講座担当者
	10:10-11:20	【講義・演習】 教育相談	外部講師
	11:30-12:10	【講義・演習】 学校における情報モラル教育	学校安全課 担当者
	13:10-14:00	【講話】 自ら学び続ける教師	教育研修課研修企画監 講座担当者
	14:10-15:00	【講義・演習】 こんなとき どうする～互いの指導観を語り、学び合おう～	
	15:10-15:40	【講義】 基礎形成研修に向けた見通し	
	15:40-16:00	【まとめ】 1年を振り返って	

1 初任者研修の指導体系

(3) 留意点

- ・オンライン研修の接続に関する情報は、開催要項で確認してください。
- ・オンライン研修では、カメラ・マイクの準備、発言できる受講環境への配慮をお願いします。
- ・状況により、開催方法や研修会場について急に変更することがあります。研修2週間前には、開催要項で確認をしてください。

(4) 当日の持ち物

- ☐ 令和5年度初任者研修の手引 - 初任者用 -
- ☐ 名札（勤務校で使用しているもの）
- ☐ 研修記録カード
- ☐ オンライン研修の場合、開催要項から「研修資料」等をダウンロードし、手元に準備ください。

2 教科等実践的指導力向上研修

(1) 期日と開催方法及び研修場所

	対象教科(予定)	期 日	開催方法	研修場所
第1日目	全教科	令和5年7月25日(火)	オンライン研修	各勤務校
第2日目	国、社、図/美	令和5年7月26日(水)	集合研修	岐阜県総合教育センター
	体/保、外、理	令和5年7月27日(木)		
	算/数、音、技、家、特	令和5年7月28日(金)		

* 第2日目の「対象教科」は、各教科の人数の関係で変更する場合があります。

最終的な期日については「1 総合教育センターを主会場とする研修 第1回」で伝えます。

(2) 主な研修内容

同じ専門教科等で構成された初任者同士で「導入の在り方」について研究討議し、導入場面における模擬授業を一人一人が実施する。

日数	第1日目(全教科) オンライン研修		第2日目(教科によって日にちが異なる) 集合研修	
内 容	①開講式・全体会	9:30～9:50	オリエンテーション	9:30～9:40
	②主体的・対話的で深い学びの実現に向けて ・講義及び研修レポート作成	10:00～12:00	①地域探究活動交流会 ・振り返り	9:40～10:30
	③教科等研修会①	13:00～15:30	②教科等研修会② ③教科等研修会③ (交流発表会:25分×4) ・教科別まとめの会	10:40～12:00 13:00～15:30
	④中間まとめの会	15:40～16:00	④閉講式 ・全体会	15:40～16:00

第2日目②教科等研修会③
 ・ねらいの確認…13:00～13:10
 ・交流会1 ……13:10～13:35
 ・交流会2 ……13:35～14:00
 ・交流会3 ……14:00～14:25
 ・交流会4 ……14:25～14:50

【交流会】 25分間
 ①模擬授業 10分間
 ②意見交流 10分間
 ③移動 5分間

・片付け・休憩…14:50～15:00
 ・教科別まとめの会
 ……15:00～15:30

※ 研修内容については、変更する場合があります。教科によって研修時間の変更等があります。

(3) 当日の持ち物

- ☐ 令和5年度初任者研修の手引 - 初任者用 -
- ☐ 名札（勤務校で使用しているもの）
- ☐ 研修記録カード

* 詳細については、第2回初任者研修（6月13日）センター研修内にて説明します。

* 当課HP内にある開催要項（第1日目：〔G無〕→4日目 第2日目：〔G無〕→5日目）に、掲載します。適宜確認をお願いします。

3 その他

(1) 研修開催の変更等について

- ・総合教育センターＨＰのトップページで変更等がないか必ず確認して下さい。
- ・気象警報発表時の対応（総合教育センターＨＰに掲載あり）は以下の通りです。

研修開始時刻３時間前までに研修会場がある市町村の気象警報がすべて解除された場合	研修を実施
研修開始時刻３時間前に研修会場がある市町村に気象警報が発表されている場合	研修を中止
研修者の所属している学校や園等のある市町村に気象警報が発表されている場合	所属長の指導を受け出欠を判断（欠席遅刻の場合は通常の対応〔連絡・手続き〕と同じ）

(2) 研修の役割分担について

- ・毎回の研修では、スムーズに運営するため受付・会場等の役を進んで受け持ちましょう。

(3) 勤務校への報告（復命）について

- ・総合教育センターを主会場とする研修のファイルを用意し、研修資料や講話時にとったメモ等を綴じて整理するようにしましょう。
- ・校長先生への復命は、資料やメモを持参の上、研修の内容や成果、今後の課題を報告しましょう。拠点校指導教員や校内指導教員の先生にも報告しましょう。

(4) 欠席・遅刻・早退（届）について

- ・研修をやむを得ず欠席等する場合は、事前に管理職によるWeb上での申請が必要です。所属校の管理職（校長先生や教頭先生）に報告をし、所定の手続きを必ずとっていただきます。
- ・当日の急な欠席等については、まず、管理職に連絡をします。その後、管理職から電話連絡をしていただきます。
- ・会場へ向かう途中で何かトラブルがあり、開始時刻に間に合いそうにない場合には、所属校の管理職に連絡しましょう。

(5) 交通安全について

- ・自家用車を利用する場合は、くれぐれも交通安全に留意しましょう。
- ・初めて行く研修会場については、事前に下調べをするなど、気持ちに余裕をもって移動できるように心掛けましょう。

(6) 総合教育センターの駐車場について

- ・総合教育センターの研修者用駐車台数は限られています。公共交通機関の利用に協力ください。
- ・近隣のＯＫＢふれあい会館やシンクタンク庁舎の駐車場は、同施設への来庁者専用のため利用できません。
- ・「教科等実践的指導力向上研修」の際は、指定された駐車場へ駐車してください。

(7) その他の会場の駐車場について

- ・各教育事務所の指示に従い、指定の場所に駐車してください。

2-I 教師としての心構え

1 教師の職務

公立学校の教師は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければなりません（憲法第15条、教育基本法第9条、地方公務員法第30、第35条）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）、信用失墜行為の禁止義務（地方公務員法第33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（地方公務員法第34条）などを遵守して、服務の厳正を期することが大切です。

2 教育の目指すもの

(1) 教育基本法、学校教育法に示されている教育の目的、目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことを目的として行われます（教育基本法第1条）。

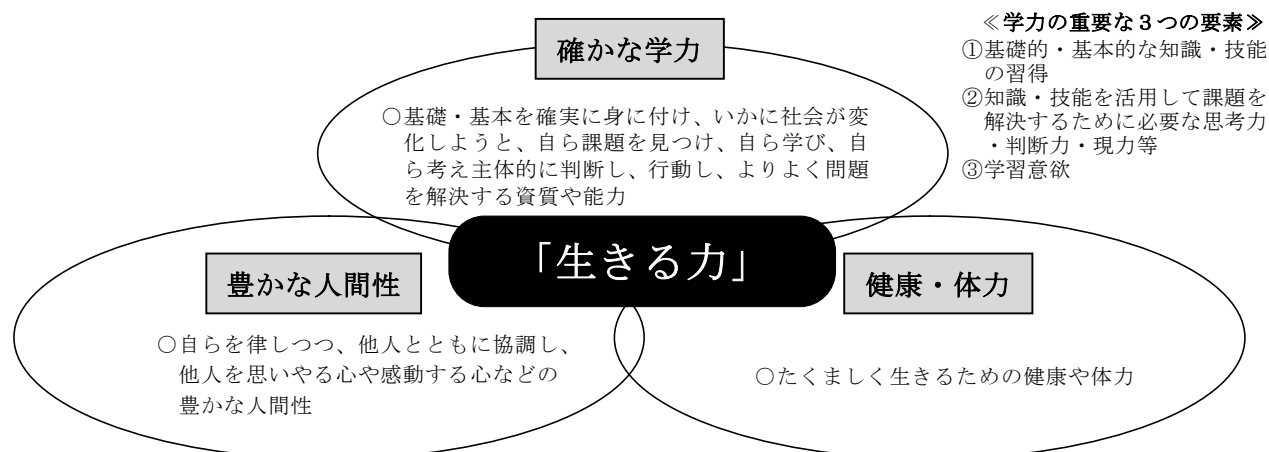
また、その目的を実現するため、「①幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（教育基本法第2条）。

さらに、義務教育では「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと。」を目的としています（教育基本法第5条2）。

そのために、「①学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。②学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。③我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」を目標（学校教育法21条）として行われます。

(2) 「生きる力」の育成が必要とされる背景

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっています。



(3) 岐阜県がめざす教育

岐阜県では、平成31年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、令和元年度から令和5年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）**基本的な考え方**

〔岐阜県教育大綱の基本理念「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」の具体化〕

ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

本県では、予想困難な問題に対応するため、主体的に学び、自分で将来と切り拓く「自立」の力、および多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく「共生」の力をはぐくみ、子どもたちが可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる「自己実現」の力を高めていきます。

【3つの力】

自立力…………自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力

共生力…………多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や社会とのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力

自己実現力…人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

目指す「地域社会人」の姿

本県で生まれ育った子どもたちが、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心（清流スピリット）」を持ち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍し、「清流の国ぎふ」を担うことができるよう、岐阜県ならではの自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの多様な地域力「オール岐阜」により、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を目指すことを基本的な考え方とします。

地域の活性化…………社会経済の基礎を担い、地域の活性化に貢献できる人材

共生社会の実現…………共生社会の実現に向け、コミュニケーション能力や確かな人権感覚を身に付けた人材

グローバル化への対応…世界や日本、地域社会でリーダー性やグローバルな能力を発揮できる人材

オール岐阜による「地域社会人」の育成

【1】 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成

【2】 多様な学びを支援する教育体制の充実

【3】 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進

【4】 勤務環境の改革と教職員の資質向上

【5】 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

2-Ⅱ 期待される教師像

1 岐阜県が求める教師像

- ・幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師
- ・誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師
- ・指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師

望ましい教師像を実現することはよいなことではありません。しかし、日々の教育活動を意識的に行う積み重ねにより、望ましい教師像に近付くことができます。先輩諸氏があげている日常の教育活動の中でもち続けたい信条や留意点を紹介します。日々の実践の中で生かすよう心がけてください。

2 教師としてもち続けたい信条

接する態度	①児童生徒が心から好きである。 ②児童生徒に公平に接し、ひいきをしない。 ③児童生徒と共に学び、児童生徒からも謙虚に学ぶ心をもち続ける。
勤務	④情熱をもって、何事にも誠実に、真剣に取り組む。 ⑤信頼・協調・協同の姿勢を大切にする。そして自ら求め進んで働く。 ⑥理性的に取り組むことと、情熱的に取り組むことの両面をもつ。
生きがい	⑦必要な困難には果敢に挑戦し、常に一歩前へ進むことを目指して創造する気持ちをもつ。 ⑧教育に関する教養はもとより、一般教養も深くもち、幅広く吸収しようとする。 ⑨忙しいからこそ、情報の収集・整理・活用、累積的な研究が必要であるという自覚をもつ。 ⑩「子供の中に生きる」「生き方として教師の道を選んだ」という自覚をもつ。

3 日常活動における留意事項（定期的にチェックしましょう）

①教育公務員にふさわしい身だしなみを心がける。 □清潔感はあるか □髪色は明るすぎないか □服装や化粧、アクセサリは華美になっていないか等
②地域・PTAとの交流は、節度をわきまえて、親身になって行う。
③電話・来校者には、親切・丁寧・誠実に対応する。
④対外的なことは優先して対応する。
⑤声量は、場に応じて、ほどよいものとする。
⑥授業開始5分間を大切にし、学習の動機付けを十分に行う。
⑦優しさと厳しさの両面を兼ね備えて、児童生徒に接する。
⑧顔と名前を早く覚える努力をする。
⑨登校する児童生徒を、意図ある場所で迎えるようにする。
⑩誰に対しても、自分から挨拶をすることを心がける。
⑪“ほめて育てる”と“叱るべきことは叱る”の調和を大切にする。
⑫「〇〇科を教える」のではなく「〇〇科で教え育てる」心がけをもつ。

「学ぶ教師のみ子供に教えることができる」「うしろ姿で教える」「継続は力なり」とはよく言われます。初任の年は、これからの教師生活の中で最も勉強できる時期であり、人格を陶冶できる格好の時期でもあります。教師としての基礎は、初任から数年の間に築かれると言われています。心して努力しましょう。

2-Ⅲ 社会人としての心構え

「チームとしての学校」

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日、中央教育審議会）

教職員同士、教職員と児童生徒、教職員と地域の方々とのコミュニケーションは、教育の基盤となる大きな要因の1つです。また、学校の日々の教育活動において、教職員のコミュニケーションの充実、は、「チーム学校」として、目標の共有と組織としての一体感につながります。学校の目標の実現には、一人一人の教職員の責任感と主体性が必要です。「学校をよりよいものにしていくという意志」「自分の考えを適切に伝える勇気と行動」が必要となります。初任者といえども「自立した」教職員としての言動等が求められます。一人の社会人として、次の各項目について自らの在り方を見つめ、自己の資質・能力を高めていきましょう。

1 協調性

- ・組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動すること
- ・組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いている。それぞれの立場の人の役割や思いを理解しようと努めること
- ・職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎むこと
- ・公私混同をしないように心がけること
- ・職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけること

2 人間関係をよりよくする前向きな姿勢

- ・分からないことは、恥ずかしがらず、上司や先輩に積極的に聞くこと（何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくることにつながる）
- ・先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにすること
- ・批判するより、まずは自ら行動することを心がけること
- ・仕事は、全て自分を成長させる生きた教材であると考え、率先して遂行すること

3 職場での態度

職場は「勤務」をする場であり「教養」や「品格」を磨く人格形成の場です。上司や先輩には節度を、同僚には誠意をもって接するように心がけましょう。態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右します。自分本位の振る舞いは避け、他人に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしない言動をとるために、相手の立場に立って考えて行動することが大切です。こういった態度は、周囲や来客から好感をもたれ、仕事が円滑に進むことにつながります。

- ・明るく爽やかな態度を心がけること
- ・お互いに相手を信頼し合い、よい人間関係をつくるように努力すること
- ・相手の立場や気持ちを考えて接すること
- ・服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけること
- ・身のまわりの整理整頓に気を配ること

4 正しい話し方（誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる人間に）

自分の言動や行動は、心を映し出しています。誰に対しても誠実に向き合おうとする心が、正しい話し方の第一歩です。

(1) まず挨拶から

- ・誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をすること
- ・呼ばれたら、「はい」と気持ちのいい返事を心がけること
- ・依頼する際は、相手の顔を見て「お願いします」とはっきりと、事後には「ありがとうございました」と感謝の言葉を伝えること
- ・出張から帰ったときは補欠等でお世話になった方や管理職に「お世話になりました」というお礼と復命を必ず行うこと

(2) 相手の立場になって

- ・ 明るい声で、はっきりとした語調で話すこと
- ・ 俗語をできるだけ避け、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけること
- ・ 大切な要点は、メモで整理しておいてから話すようにすること
- ・ 相手の話の腰を折らないように、相手の話を聞くこと
- ・ 工作中や会話中の方に話しかける時には、区切りを待って話しかけたり、教えていただきたいことがあることを伝え、後ほど時間をいただくようお願いしたりすること

(3) 間違いやすい敬語に注意

(例) それで結構ですか。	(×)	→	それでよろしいでしょうか。
今何と申しましたか。	(×)	→	今何とおっしゃいましたか。
学校へ参りませんか。	(×)	→	学校へいらっしゃいませんか。
校長先生はいらっしゃいません。	(×)	→	校長は不在です。

5 来客の応対

誰に対しても分け隔てなく親切に、丁寧に、かつ誠実に対応することが大切です。

(1) 来客を迎えるとき

- ・ 来客を待たせないように、作業を一度止めて、笑顔で素早く応対すること

(2) 案内するとき

- ・ 来客と適度な間隔をあけ、斜め前に立って案内をすること
- ・ ドアの開閉の際、外開きの場合は来客を先に招き入れ、内開きの場合は先に室内に入って招き入れること

6 電話の応対

電話の応対では相手の姿が見えないだけに、一層礼儀正しさがが必要です。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切です。

(1) 一般的な心構え

- ・ いつもメモを用意するようにすること
- ・ 適切な音量を心がける（大声はまわりに迷惑をかけるだけでなく相手も聞きづらい）
- ・ 相手によって態度を変えないようにすること
- ・ 相手を待たせないようにすること（待たせたときには、誠実にお詫びをすること）
- ・ 私用で電話を使うことは慎むこと
- ・ 敬語を正しく使うこと

(2) 電話をかけるとき

- ・ 事前に何を話すか決め、要点をメモしておき、簡潔に話すこと
- ・ 相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認すること
- ・ さわやかな挨拶をしてから、用件を告げること
- ・ 終わりにには忘れずに挨拶をすること
- ・ 電話を切るときには、相手が不快な思いをしないように気を付けること

(3) 電話を受けるとき

- ・ 3コール以内で取り、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手を確認すること
- ・ 3コール以上で取ったときは、「お待たせしました」を必ず言うこと
- ・ 用件をメモに取り大切なことは復唱すること
- ・ 調べて答えるときは長く待たせないこと（時間がかかる場合は一旦電話を切りかけ直す）
- ・ 個人情報に関する問い合わせ等については返答せず、相手の連絡先を記録し、一旦電話を切ってから校長・教頭に相談すること

(4) 電話を取り次ぐとき

- ・ 誰に用件があるかを確かめ、迅速にその人に取り次ぐこと
- ・ 指名の人が不在のときは、こちらからかけ直すか、いつ連絡が取れるかを知らせること
- ・ 自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ぐこと

3-Ⅳ 各教科

学習指導は、学校の教育活動の中核をなすものであり、教師の生命ともいうべきものです。学習指導の実践の場である授業をいかに行うかは、教師にとって最も重要な課題です。授業に臨む際には、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえるとともに、児童生徒一人一人が、自分のよさを生かして、主体的に課題を解決し、豊かに成長することができるよう、教師は常に自らの授業を振り返り、授業改善のための創意工夫に努めていく必要があります。

そのためには「主体的・対話的で深い学び」を視点に授業づくりを工夫することが大切です。児童生徒が主体的に学習に取り組み、児童生徒同士の学び合いを通じ、各教科等の見方・考え方を働かせながら課題解決を図る授業の構築を目指します。私たち教師は、児童生徒の学びを最大に引き出し、主体的に学びを支援する伴走者としての役割を果たすことが大切です。その結果、生涯にわたって学び続ける意欲と態度をもった児童生徒を育てていくことが求められています。

1 学習指導にあたっての留意点

(1) 誰もが安心して学べる居場所をつくる

一人一人の児童生徒のこれまでの学び、現在の学習状況、意欲や関心、思考の傾向、表現の仕方等、児童生徒の実態は様々です。常に愛情ある児童生徒理解を心がけることが大切です。

(2) 学習指導要領を踏まえた授業づくりに努める

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を、三つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」で整理されています。学習指導要領の目標及び内容を理解し、単元や題材及び単位時間において、どのような資質・能力の育成を目指すのか、学習のねらいを明確にして授業に臨む必要があります。教師が教え込むスタイルではなく、児童生徒が自ら考えたり、気付いたり、表現したりする中で力を付けていくことが望ましいです。

(3) 児童生徒が学ぶ楽しさや喜びを実感できる指導計画を作成する

児童生徒の興味・関心を生かして学習活動を展開することは、学習意欲を喚起し、児童生徒が自らの課題を意識し、主体的に学習することにつながります。単元や題材など内容や時間のまとまりのなかで、「学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか」を考えます。さらに、定着を図るため、個に応じた指導などの工夫や時間の確保も大切です。また、複数の教師による組織的な指導の充実、学習の目的に応じた、様々な学習形態や指導方法等を工夫することも大切です。

(4) 教材研究を十分行う

児童生徒が教科の本質に触れ、思考・判断を繰り返しながら、実感を伴って理解したり、技能を身に付けたりしながら、「できた」「わかった」という学ぶ喜びを味わわせていくことが大切です。教材を通して児童生徒が「何ができるようになるのか」を学習指導要領の指導事項に照らして、明確にします。その上で、児童生徒の実態を把握し、一人一人がどのように理解するか、どんなつまづきがありそうか等、児童生徒の学びをイメージします。そのすることで、指導の手立てが具体的になってきます。

(5) 問題解決的な学習や体験的な活動を重視する

児童生徒が主体的に学んでいく授業を展開するためには、児童生徒が既存の知識や経験を生かしながら、自ら考え、判断したり、表現したりすることを重視した問題解決的な学習や体験的な学習を、積極的に取り入れていくことが有効な手立てとなります。

(6) 児童生徒のよさを伸ばす指導と評価を心がける＝全ての児童生徒が「できる・分かる」を目指して

学習活動の様々な場面において、機会を逃さず、共感や賞賛等によって児童生徒に自信をもたせることが大切です。児童生徒がつまづいた時のヒントの提示や環境づくりなど、自ら考え、気付くことができるような配慮も大切です。また、自己評価や相互評価を生かし、児童生徒のよさや可能性をさらに伸ばすために、確かな児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導の充実に心がけましょう。

2 単位時間の授業の計画手順

初任者の皆さんに大切にしてほしいことは「授業の計画を綿密に立て、どの子も分かる、できるようになるための教材研究を惜しまない姿勢」と「授業の児童生徒の姿から学び、たゆまず指導の改善に努める姿勢」です。

次は、単位時間の授業を計画する際、必要な手順や心構えを示します。これを参考にして、各学校の方針や子どもの実態等に応じて計画を立ててみましょう。

(1) 本時の「ねらい」を明確にする。

この時間に“児童生徒がどのようなことになることを目指すのか”をはっきりさせます。

そのためには

- 単元や題材の「指導計画」を十分理解しておくことが必要です。
- 本時の終末に児童生徒が何と言えよいかを明確にしておきましょう。

(2) 「課題」を明確にする。

「今日はこのことを学習します」ではなく、児童生徒の「この時間には、このことを分かるようにしたい、できるようになりたい」という課題意識を全体で確認します。

そのためには

- 児童生徒が“必然”や“魅力”を感じながら課題をもてるよう具体物や事象の提示の工夫に努めましょう。
- 本時の「ねらい」を具現する「課題」であるかどうかを十分検討しましょう。

(3) 「課題を解決する学習活動」を工夫する。

どのような学習活動ができれば「課題」を解決することになるのか、構想を明確にします。

そのためには

- 本時のねらいを具現するために、児童生徒の実態を踏まえ、教材や教具、資料、道具等を準備しましょう。
- 一斉・グループ・ペア等、学習形態の工夫にも目を向けてみましょう。
- 児童生徒が学び合いによって、学習内容をより深めたり、より確かなものにしたることができるよう学習活動を仕組みましょう。

(4) 「課題」を解決できているか、その状況をつかみ、援助を行う。

特に「課題を解決する場」の後半においては、どの子もねらいを達成できているかに目を向けることが大切です。

そのためには

- 事前に「このような状況が認められれば本時のねらいをおおむね達成できていると判断できる」といった具体的な判断のよりどころを明確にしておきましょう（「評価規準」といわれるものです）。
- 今までの授業をもとに「本時はこの子がつまずきそうだ」という予測をもち、計画的に机間指導を行いましょう。
- 援助が必要な子への具体的な手立てを考えておきましょう。

(5) 「本時に何を学習したのか」を全体で確認する。

授業の終末には、学習したことを全員で確認し合うとともに、力を合わせて課題を解決できたことを価値付けるようにします。そして、次時の学習の意欲につなげます。

そのためには

- 「〇〇さんの〇〇という発言で・・・」というように 具体的な事実で認め合えるような場を、事前に計画にしておきましょう。
- 各教科で共通する「学び方」や教科独自の「学び方」について具体的な手立てを講じて指導することが大切です。例えば、掲示物やプリント資料で示したり、「学び方」が身に付いている児童生徒の姿を実際の授業の場で価値付け、他に紹介したりすることなどが効果的です。

3 情報活用能力（情報モラル含む）の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ねらいに応じた ICT の活用を工夫したり、児童生徒が「情報活用能力」を身に付けることができるよう学習支援ツール等を適切に活用したりして、授業改善に努めましょう。

〔参考資料〕 ICT 活用モデル授業（岐阜県教育委員会）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/182395.html>



3-V 道德教育及び特別の教科道德（道德科）

1 道德教育の目指すもの

(1) 目標について

道德教育が目指すのは「学校の教育活動全体を通して、児童生徒に道德性を養うこと」です。道德というと「道德の時間（特別の教科 道德）」（以下「道德科」）で行うものだと思いますが、「道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」です。私たちは、道德科の授業はもちろんのこと、その他の各教科や領域においても道德教育を充実させ、児童生徒一人一人に「よりよく生きるための道德性」を育成していく必要があります。

小・中学校学習指導要領における「目標」に関する記載内容

※〔 〕は中学校

【道德教育の目標】

自己の〔人間としての〕生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う。

【道德科の目標】

道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔広い視野から〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 内容について

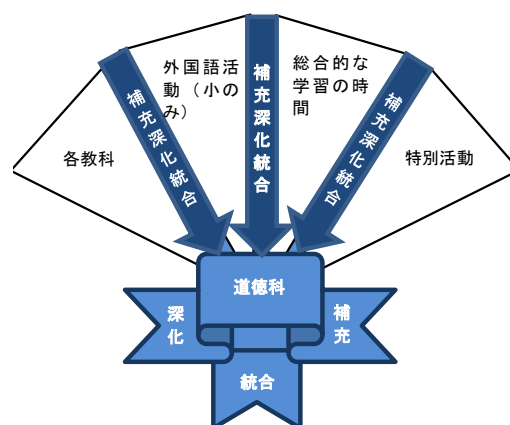
指導すべき内容（4つの視点）は以下の通りです。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

これらの視点から、小学校第1・2学年では19の内容項目、第3・4学年では20の内容項目、第5・6学年と中学校では22の内容項目が、道德科の内容項目として示されています。項目ごとの詳細については、「小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編」を必ず熟読し指導しましょう。

(3) 道德科と各教科や領域の役割

道德教育を推進する際、「学校の教育活動全体を通して道德性を養う」ために、道德科の役割とその他の教科や領域の役割を明らかにして指導します。道德科では「道德的実践力（道德的な判断力、心情、実践意欲や態度）」を育成し、各教科や領域では「実際の道德的実践」の指導を行います。これは、道德科において内面的資質を指導（急がば回れ）し、各教科や領域において実際の実践の指導（鉄は熱いうちに打て）をするということです。それらは、「補充」「深化」「統合」でつながっています。こうした役割を自分で確認しながら、全教育活動を通して児童生徒の道德性を養っていきましょう。



道德科=道德的実践力（内面的資質）の育成

急がば回れ！

例) いじめをしない資質を育てる指導



各教科や領域、日常の指導=道德的実践の指導

鉄は熱いうちに打て！

例) いじめをやめさせる指導



友情

親切

誠実

礼儀

公正公平

規則遵守

寛容

2 道徳科の指導について

(1) 指導の基本方針 ※〔 〕中学校

- (1) 道徳科の特質を理解する。
- (2) 教員と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係〔信頼関係や温かい人間関係〕を基盤におく〔置く〕。
- (3) 児童生徒の〔内面的な〕自覚を促す指導方法を工夫する。
- (4) 児童生徒の発達や個に応じた指導〔方法〕を工夫する。
- (5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする。
- (6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。

【道徳科の特質】

児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる一定の道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔広い視野から〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間。

(2) 学習指導過程 ※〔 〕中学校

学習指導過程	具体的な工夫
導 入	・ 本時の主題に関わる問題意識をもたせる。 ・ 教材の内容に興味や関心をもたせる。など
展 開	・ 教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の考え方や感じ方を生かす。 ・ 物事を〔広い視野から〕多面的・多角的に考えることができるようにする。 ・ 児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解できるようにする。 ・ 〔自分の問題として受け止め、深く〕自己を見つめるなどの学習が深まるようにする。
終 末	・ 学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめるようにする。 ・ 学んだことを更に深く心にとどめることができるようにする。 ・ これからの思いや課題について考えることができるようにする。

(3) 学習指導の多様な展開 ※〔 〕中学校

学習指導の例	学習指導の構想・例
①多様な教材を生かした指導	・ 伝記、実話、意見文〔論説文〕、物語、詩、劇等。 ・ 教材から読み取れる価値観を一方向的に教え込んだり、登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開とならないようにする。 ・ 児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるようにしたり、生徒が諸問題に対して多面的・多角的に考察し、主体的に判断することができるようにしたりするために、問題解決的な学習を積極的に導入する。
②体験の生かし方を工夫した指導	・ 児童生徒が日常の体験やそのときの考え方や感じ方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導を工夫する。 ・ 児童生徒が日常の体験を想起する問いかけをしたり、体験したことの実感を深めやすい資料を生かしたり、実物の観察や実験等を生かしたり、対話を深めたりする活動や模擬体験や追体験的な表現活動を取り入れたりする。
③各教科等との関連をもたせた指導	・ 各教科等における学習と道徳科の指導のねらいが同じ方向であるとき、学習の時期や教材を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、指導の効果を一層高めることができる。
④道徳科に生かす指導方法の工夫	・ ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程等に応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていく。そのために、教員自らが多様な指導方法を理解したり、コンピュータを含む多様な機器の活用方法などを身に付けたりしておくとともに、児童生徒の発達の段階等を捉え、指導方法を吟味した上で生かすことが重要である。 ・ 教材を提示する工夫、発問の工夫、話合いの工夫、書く活動の工夫、動作化や役割演技など表現活動の工夫、板書を生かす工夫、説話の工夫等。



【参考資料】「道徳教育指導資料 豊かな心を育む道徳教育」〔岐阜県教育委員会〕

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/191743.html>



1 小学校 外国語活動の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

3つの領域別の目標 ※外国語活動では「読むこと」「書くこと」の目標は設定されていません。

聞くこと	話すこと [やり取り]	話すこと [発表]
ア ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。 イ ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。 ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。	ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。 イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。 ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。	ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。 イ 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。 ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

2 「言語活動」を通した指導

目標には「外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して」とあります。すなわち、上の3つの領域において言語活動を通した指導が求められます。

「言語活動」とは、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動を意味します。実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うという言語活動の中では、情報を整理しながら考えなどを形成するといった「思考力、判断力、表現力等」が育成されると同時に、英語に関する「知識及び技能」が習得されます。

指導においては、言語活動を行う目的や場面、状況などを明確に設定し、それを児童と共有した上で、実際に英語を使って互いの考えや気持ちを表現し合うことが大切です。

3 コミュニケーションを図る楽しさを体験させる指導

令和2年度の小学校学習指導要領（平成29年告示）全面実施に伴い、第3学年の外国語活動において、児童が初めて外国語に触れることになりました。そこでは、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを十分に体験させることが大切です。児童が慣れ親しんだ英語を駆使し、相手の発する言葉を注意深く聞いて相手の思いを理解しようとしたり、自分の思いを何とか伝えようとしたりして、伝え合えた達成感や満足感を味わうことができるような言語活動を設定しましょう。そうした体験を通して、英語を用いて相手とやり取りすることの面白さを知り、高学年以降の外国語学習への動機付けを高めることとなります。

【参考資料】

○小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 外国語活動・外国語編 文部科学省

○小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック 文部科学省

○文部科学省 You tube チャンネル「なるほど！小学校外国語」シリーズ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm



3-Ⅶ 総合的な学習の時間

1 総合的な学習の時間の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

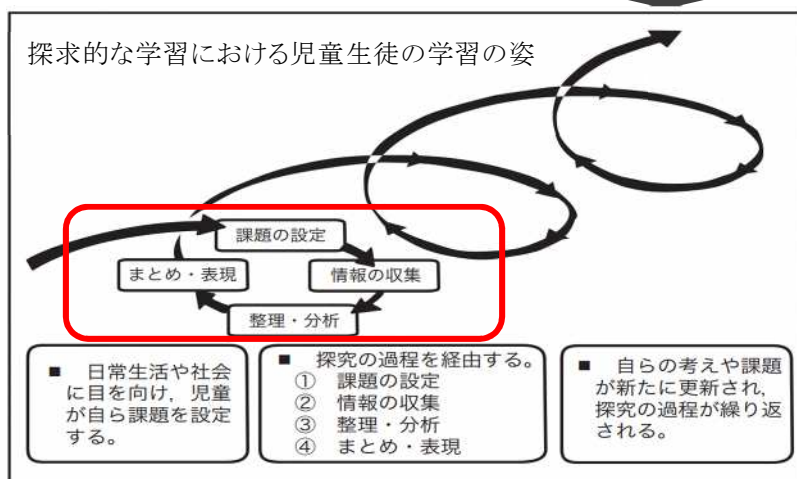
- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識・及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。(知識及び技能)
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。(学びに向かう力、人間性等)

2 探究的な見方・考え方

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること

そのためには・・・

各教科等で身に付けた資質・能力を活用発揮する学習場面を生み出すような探究的な学習の過程を一層充実することが大切です。



3 探究の過程の具体

①課題の設定	②情報の収集	③整理・分析	④まとめ・表現
実社会や実生活の解決すべき問題（答えが一つに定まらず、容易には解決に至らない問題等）と向き合って、自分で取り組むべき課題を見いだします。	自分で、何が解決に役立つかを見通し、見学や調査、体験、インターネット等、情報収集の手段を選択し、必要な情報を収集し、蓄積します。	整理は、課題の解決にとってその情報が必要かどうかを判断し取捨選択することや、解決の見通しにしたがって情報を順序よく並べたり、書き直したりすることなどを含む。分析は、整理した情報を基に、比較・分類したりして傾向を読み取ったり、因果関係を見付けたりすることを含む。複数の情報を組み合わせて、新しい関係性を創り出すことも重要です。	整理・分析された情報からは、自分自身の意見や考えをまとめて、それを表現します。 他者との相互交流や表現による振り返りを通して、課題が更新されたり、新たに調べることを見いだしたり、意見や考えが明らかになったりします。

※ただし、この①②③④の過程は、活動の順序が入れ替わったり、ある活動が重点的に行われたりすることは起こり得る。

4 目標及び内容について

各学校の目標を実現するにふさわしい探究課題（各学校が内容として定める学習対象）を設定します。

- ・現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
- ・地域や学校の特色に応じた課題
- ・児童・生徒の興味・関心に基づく課題
- ・職業や自己の将来に関する課題（※中学校のみ）

【探究課題の例】

3つの課題 (中学校は4つの課題)	探究課題の例
横断的・総合的な課題 (現代的な諸課題)	・(国際理解) 地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観 ・(情報) 情報化の進展とそれに伴う日常生活や社会の変化 ・(環境) 身近な自然環境(※中学校は地域の自然環境)とそこに起きている環境問題 ・(福祉) 身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々 ・(健康) 毎日の健康な生活とストレスのある社会 ・(資源エネルギー) 自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題 ・(安全) 安心・安全な町づくりへの地域の取組と支援する人々 ・(食) 食をめぐる問題とそれにかかわる地域の農業や生産者 ・(科学技術) 科学技術の進歩と自分たちの暮らしの変化 など
地域や学校の特色に応じた課題	・(町づくり) 町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織 ・(伝統文化) 域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々 ・(地域経済) 商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会 ・(防災) 防災のための安全な町づくりとその取組 など
児童・生徒の興味・関心に基づく課題	・(キャリア) 実社会で働く人々の姿と自己の将来 ※小学校のみ ・(ものづくり) ものづくりの面白さや工夫と生活の発展 ・(生命) 生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ など
※中学校のみ 職業や自己の将来に関する課題	・(職業) 職業の選択と社会への貢献 ・(勤労) 働くことの意味や働く人の夢や願い など

【参考資料】

- 小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 【総合的な学習の時間 編】
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【総合的な学習の時間】
- 岐阜県のふるさと教育指導資料リーフレット

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/25958.html>



特別活動とは、様々な集団活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動の総体です。児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、学力向上の基盤に必要な、よりよい人間関係を築き、いじめや不登校などの問題の未然防止など、児童生徒の成長に欠かせない活動です。

1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己〔人間として〕の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※中学校は〔 〕

特別活動において育成すべき資質・能力の重要な視点

【人間関係形成】

違いを認め合い、みんなと共に生きていく力を育てる。

【社会参画】

よりよい集団や社会をつくろうとする力を育てる。

【自己実現】

なりたい自分に向けてがんばる力を育てる。

2 内容

【小学校】

□学級活動

学級生活の充実と向上を目指し、他者と協力したり、個人として努力したりしながら自主的、実践的に取り組むことにより、活動することの楽しさや達成感、達成感を得たり、自己有用感を高めたりすることにつながるもの。

- (1) 学級や学校における生活づくりへの参画
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

□児童会活動

学校全体の生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会による自発的、自治的な活動。

□クラブ活動

学級や学年の枠を超えて、同好の児童が自治的に組織したクラブにおいて、よりよく交流したり、自己の役割を果たしたりするなどして、協働して目標を達成する活動。

□学校行事

学年や学校全体という大きな集団において、一つの目的のもとに行われる様々な活動の総体

【中学校】

□学級活動

学級活動の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことに協働して実践したり、個々の生徒が当面する諸課題などについて自己を深く見つめ、意思決定をして実践したりすることに自主的、実践的に取り組む活動により、現在および将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践を高めるもの。

- (1) 学級や学校における生活づくりへの参画
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

□生徒会活動

学年、学級を超えてすべての生徒から構成される集団での活動であり、異年齢の生徒同士で協力したり、よりよく交流したり、協働して目標の実現をしたりしようとする活動。

□学校行事

学年や学校全体という大きな集団において、一つの目的のもとに行われる様々な活動の総体。

【参考資料】

- ・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（教員向けリーフレット）
- ・「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（教員向けリーフレット）
- ・「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（教員向け指導資料）
- ・「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」（教員向けリーフレット）
- ・「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」（教員向け指導資料）



<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

- ・生徒指導リーフ「特別活動と生徒指導」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf06.pdf>



以上、国立教育政策研究所



服務とは、公務員がその職務に服する場合の在り方をいいます。公立学校に勤務する教員は、地方公務員で、一般には教育公務員と呼ばれています。したがって、服務については、地方公務員法（以下「地公法」）によりますが、教員については、その職務の性質上地公法に対する特別法としての教育公務員特例法があり、その規定が併せて適用されることになります。

教職員の服務の基本的な姿勢

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。（教育基本法第9条）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。（地方公務員法第30条）

服務に関する主な規定

①服務の宣誓（地公法第31条）

新たに教職員となったときには、「宣誓」をすることになっています。これは、公務員の在り方を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを誓う行為です。

②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職務を遂行するに当たっては、法令・条例・規則・規程に従うことはもちろん、上司（例えば校長）の職務上の命令に従わなければなりません。

③信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

公務員全体の職に共通する信用とともに、教職員には、教職員特有の信用があります。そういう信用を傷つけたり、失ったりする行為をしてはなりません。

④秘密を守る義務（地公法第34条）

教職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。児童生徒の成績を第三者に話したり、問題を漏らしたりする行為がこれに該当します。インターネットによる書き込みも含みます。

⑤職務に専念する義務（地公法第35条）

勤務時間中は職務遂行のために注意力の全てを注ぎ、その職務に専心従事しなければなりません。ただし、この義務が免除されることのできる場合が、特例として法律や条例に示されています。例えば、休暇の承認を受けた場合や所属長の承認を得て研修を行う場合等がこれに該当します。

⑥政治的行為の制限（地公法第36条）

特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育や政治的活動、児童生徒や保護者等に対する教育上の地位を利用した選挙運動等禁じられている政治的行為は、全国どこにおいても行うことができません。

⑦争議行為等の禁止（地公法第37条）

一般の地方公務員と同じく教職員も、使用者としての住民に対し、ストライキ、サボタージュ等、争議行為や教育活動の能率を低下させる怠業的行為をしてはなりません。

⑧営利企業等の従事制限（地公法第38条）

公立学校の職員は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする会社・団体の役員等を兼ねたり、自ら営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事業や事務に従事してはいけません。しかし、教員には特例があって教育に関する他の職を兼ねたり、その事業・事務に従事したりすることが、本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合には、兼職・兼業が認められています。

4- (2) 子供たちの命を守りきる

児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、特に「緊急時にいかに対応すべきか」を心得、いつでも動けるようにしておくことは、児童生徒の命にかかわることでもあり最も大切なことです。子どもたちと出会う前に、まずは以下のことについてしっかりと心得ておきましょう。

●事故（外傷、急病等も含む）発生時の対応

- ①応急手当の実施：優先すべきことは児童生徒等の生命と健康と捉え、適切な処置をする。
- ②管理職への報告：速やかに報告し、その後の対応の指示を受ける。
- ③被害児童生徒等の保護者への連絡
 - ・第一報は可能な限り早く連絡する。情報が十分でない場合は、現段階で分かっていることについて報告する。
 - ※「この程度のけが…」という意識ではなく、常に最悪のケースを想定して責任ある行動をとる。

●いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

- ①「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。
- ②いじめの早期発見と早期対応
 - ・児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、日ごろから丁寧に児童生徒理解を深め、早期発見に努める。
 - ・そのためには、目に見える様子や行動、言葉などから、その子の内面の思いを捉える必要がある。

※違和感を覚えたら、速やかに学年主任や管理職に相談し、複数の目で児童生徒を捉える。

また、各学校に保管してある以下の資料の中で、必要と思われる頁をしっかりと読み、コピーするなどして常時保持しておくようにしましょう。

「学校安全 管理・教育の手引き 改訂版」	(平成21年 3月 岐阜県教育委員会)
「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」	(平成21年 3月 文部科学省)
「防災教育の手引き」	(平成26年 3月 岐阜県教育委員会)
「学校における食物アレルギー対応の手引き」	(平成26年12月 岐阜県教育委員会)
「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」	(平成31年 3月 文部科学省)
「いじめ防止これだけは！」	(令和 元年11月 改訂版 岐阜県教育委員会)

校内で安全にかかわる研修や打ち合わせなどの機会があります。その際、各学校の危機管理マニュアルの内容等をしっかりと理解するとともに、いつでも確認できるように保持しておくことが大切です。「頭では分かっている、肝心の緊急時に動くことができない弱さがある」ということを常に頭において、危機管理・子供の命を守りきる安全指導について繰り返し確認をしましょう。

知っておくとよい最低限の事項を以下に挙げます。

「学校安全／管理・教育の手引き 改訂版」（平成21年3月 岐阜県教育委員会）」を読んで確認しておきましょう。〔 <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/3453.html> 〕



共通して心得ておくべきこと	「学校安全／管理・教育の手引き 改訂版」
■教科指導等において安全上配慮すべきことは	P 37～75
■校外教育活動において安全上配慮すべきことは	P 76～81
■始業前、業間時（休み時間等）、放課後、清掃時、給食時において安全上配慮すべきことは	P 81～82
■プール指導において安全上配慮すべきことは	P 82～90
■命にかかわる症状と、その際の応急処置の仕方は	P 157～165
■事件・事故災害時における心のケアの仕方は	P 149～153

勤務校の「危機管理マニュアル」に基づいて心得ておくべきこと	「学校安全／管理・教育の手引き 改訂版」
■災害（火災・地震・風水害）発生時、どのように行動するのか	P 133～137
■事故発生時、どのように行動するのか	P 154～156
■不審者を見かけたとき、どのように対処するのか	P 97～103

1 学級経営について

（１）どの子にとっても安心感のある居場所となることを目指して

学級担任は、学級の児童生徒一人一人が多様であることを前提に、一人一人の様々な思いや変化に気づき、受け止めて対応することが大切です。学級経営が充実することで、互いのよさや可能性を発揮し合い、夢や希望をもって生きる一人一人を育てていくことにつながります。

①教師と児童生徒、児童生徒同士のよりよい関係づくり

- ・すべての児童生徒に進んで声をかけて温かく接したり、児童生徒の言葉に耳を傾けたり、共に活動をしたりするなど、児童生徒との信頼関係を築くよう努めましょう。
- ・児童生徒一人一人のよさや課題を客観的かつ共感的に把握し、児童生徒がよりよい学校生活を送ることを心がけられる指導に努めましょう。
- ・児童生徒のよさを積極的に認めましょう。行動のみならず、児童生徒に思いを語らせて、学級全体に価値付け、互いのよさに気付くことができる指導に努めましょう。
- ・児童生徒が、互いのよさを認め合おう場を意図的に設けていきましょう。

②他の教職員と連携

- ・いじめや差別、生命の安全に係ることについて早期に発見し、学年職員等に相談して迅速かつ、毅然とした態度で指導しましょう。
- ・困ったことや気になったことは、些細なことでも学年職員等に報告・連絡・相談をしましょう。

③保護者、地域社会との連携

- ・児童生徒に係る情報を保護者と共有し、保護者の思いを受け止めた指導をしましょう。
- ・児童生徒の気になる情報だけではなく、よい情報について積極的に伝えていくことも大切です。

（２）集団の場面と個別の場面の指導

教師は、どの子もが、学級内でよりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動を通して成長してほしいと願い、学級内での個人指導や集団指導を工夫します。集団を育成することで個が育ち、個の育ちが集団を発展させるという相互作用により、児童生徒一人一人の力を最大限に伸ばすことができます。

学校生活への適応や人間関係の構築について、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う「ガイダンス」と、児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う「カウンセリング」の双方の趣旨を踏まえて指導を行うことが大切です。

どの子もが学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活し、成長していくことができるよう工夫をしていきましょう。

【参考資料】

- ・生徒指導提要（令和４年１２月）

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf



- ・生徒指導リーフ「特別活動と生徒指導」〔国立教育研究所〕

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf06.pdf>



- ・一人一人を大切に『学級経営』実践の手引き 岐阜県教育委員会（平成２４年３月）

<https://www.gifu-net.ed.jp/kyoka/tokkatu/hyoushi.pdf>



2 学級事務について

学級に関わる事務の内容は多岐にわたります。

一つ一つが児童生徒との信頼関係を生み出すことや、児童生徒が安心して生活することにつながるものです。学校や学年の先生と確認をしながら行いましょう。

年度初めの事務	・児童生徒名簿、出席簿、教科用図書無償給与名簿等の作成 ・くつ箱、ロッカー、傘立て等の割当て ・指導要録、健康診断票、歯の検査票、学級日誌、その他の記録簿等の整備 ・健康調査と資料収集（前任者からの引継を含む） ・健康手帳の作成、通学路、避難経路の指示 ・学習時間割表、日課表の作成、学級組織の編成、学級P T A組織の編成 ・清掃分担、給食当番、日直当番等の決定 ・学級経営案の作成
日々の事務	・作品の処理や評価、学級日誌その他の記録の点検、公文書の処理 ・出席簿の管理、教室環境等の整備、必要に応じて家庭連絡
週間・月間の事務	・週案の記録、出欠席の月末統計等、参観日、行事等の案内・資料等の作成
学期末の事務	・通信簿の作成、諸帳簿の整理提出、休業中の生活に関する留意事項等の家庭への連絡
学年末の事務	・学期末の事務に加えて指導要録等の整理提出 ・卒業にまつわる進路の選択・連絡文書等
中学校での進学・就職に関する事務	・公共職業安定所、高等学校及び各種学校との連絡、進路先調査、進路情報の紹介

4－（４） 教師の一日

教師としての生活に慣れない間、このマニュアルを参考にしましょう。（各学校においては、独自の内容が付加されると思います。ここで書かれていることは最低限のことです。）

出 勤 前	・教師としてふさわしい身だしなみをします。また、休暇、遅刻、出張等の勤務に関する諸届は、緊急の場合を除き、前日までに確実に提出しておきます。
出勤途中	・時間に余裕をもって出勤します。交通安全に配慮し、万一の場合は、適切な処置をし、速やかに校長に連絡します。
出 勤 後	・職員室に入ったら、他の先生に自分から挨拶をします。 ・一日の段取りと準備、職員室の掲示板等の連絡事項を確認します。 ・教室では、室内の状況等を確認し、児童生徒の様子を把握します。 ・職員朝会や打合せでは、メモをして確実に聞き取ります。不明な点は他の先生に迷わず聞きます。
朝 の 会	・児童生徒の健康状態を把握します。 ・学校生活のスタートにふさわしい活動となる内容や進め方を工夫します。 ・連絡のない欠席者については、早急に保護者に確認し、理由や状況を正しく把握します。 ・原則として、学校では現金は取り扱いませんが、集金がある場合は朝の会で集め、管理職に渡すなど、現金の取り扱いには細心の注意を払います。
授 業	・「授業で勝負」「子供の姿で勝負」という言葉があります。ここに教師としてのすべてが言い尽くされています。児童生徒が「できた、楽しかった、満足した。」などといえる授業を絶えず求め続けます。 ・どの学校でも、教科、領域等の年間指導計画が作成されています。授業は、年間指導計画に基づいて行うとともに、授業時数を確保していくことが大切です。そのために、教育経営簿（週案簿）を活用しましょう。 ・授業は、始業の合図で始まり、終わりの合図で終わるようにします。 ・校外へ出る場合は、前日までに、校長、教頭等に届け、許可を得ます。
給 食	・配膳や後片付けの役割分担や方法を工夫し、安全・衛生面に対して細心の配慮をします。手洗い・うがい等の徹底をします。 ・食事をともにし、学習中には見られない児童生徒の姿をとらえるように心がけます。 ・食物アレルギーなど、児童生徒の実態を確実に把握し、常に対応できるようにします。
清 掃	・手順や役割分担を明確にしたり、めあてづくりや振り返りの場を工夫したりして、児童生徒が主体的に取り組めるようにします。 ・教師もともに活動しながら、見届けや励まし等を行い、美しい環境づくりに努めます。
帰りの会	・一日の事実をもとに振り返りをし、明日からの目標や学校生活への意欲をもてるよう、内容や進め方の工夫をします。 ・下校時の安全や家庭での生活、明日の予定と準備等の指導を行います。
放 課 後	・今日一日、気付いた児童生徒の姿を教職員間で情報交流します。自分の学級の児童生徒については、自分から進んで情報を得るようにします。 ・児童生徒の教育相談や、必要に応じて児童生徒の個別指導を行います。 ・欠席や早退をした児童生徒の状況把握、保護者への連絡等を行います。必要がある場合は、管理職と相談した上で家庭訪問をします。 ・一日の授業の反省や児童生徒の生活の様子を記録をとります。 ・作品の評価やテストの処理を速やかに行い、指導に生かすようにします。 ・教材研究や明日の授業の授業準備等を行います。 ・机上、ロッカー等の整理整頓に努めます。個人情報に関する文書、電子媒体の管理には十分注意します。 ・自分の校務分掌事務を計画的に行います。

4－（５）自己評価票（３年間で目指す教師像）

4 資料

地 区	学校名	名 前	1 年 目	2 年 目	3 年 目	担当教科
	立 学校		年 担任・副	年 担任・副	年 担任・副	

* 1 上段は学年、下段は担任・副に当てはまるものに○を付ける。

* 2 担当教科は中学校及び小学校専科のみ記入する。

	評 価 項 目	1 年 目 前 後	2 年 目 前 後	3 年 目 前 後
学 習 指 導	①教材研究を大切にして授業に臨んでいる。			
	②授業の目標を明確にして授業に臨んでいる。			
	③指導の流れや要点が明確な分かりやすい板書に努めている。			
	④個に応じた指導を重視し、児童生徒の活躍の場を与えて適切に評価している。			
	⑤授業の中で、仲間と共に学び合う場面を効果的に位置付けている。			
	⑥【小学校】免許教科を主軸とし、教科の学習指導要領における目標や内容を踏まえ、授業を行っている。 【中学校】自分の専門教科の学習指導要領における目標や内容を踏まえ、授業を行っている。			
	⑦道徳の時間の指導について学んだり、指導のあり方について工夫をしたりしている。			
	⑧ I C T を活用し、効果的な指導方法の工夫をしている。			
	⑨ 一人一人の特性や教育的ニーズ等を把握し、合理的配慮の提供や組織的な対応をしている。			
生 徒 指 導	①すべての児童生徒に進んで声をかけて温かく接したり、共に活動をしたりするなど、児童生徒との信頼関係を築くよう努めている。			
	②一人一人のよさや課題を客観的かつ共感的に把握し、児童生徒がよりよい学校生活を送ることを心がけられるような指導をしている。			
	③いじめや差別、生命の安全等に係ることにについて、早期に発見し、学年職員等に相談して迅速かつ、毅然とした対応で指導している。			
	④児童生徒の実態を把握し、児童生徒同士のよりよい人間関係づくりを進めている。			
	⑤児童生徒に係る情報を保護者と共有し、保護者の思いを受け止めようとしている。			
経 営 ・ 分 掌 ・ 社 会 人	①学級の様々な事務処理について理解し、適切に処理している。			
	②教科指導や生徒指導などについて、校内の先生に相談をしながら進めている。			
	③集中して授業の準備等に取り組む等工夫をしながら、時間外勤務の時間を減らし、健康に留意して勤務している。			
	時間外勤務の1日の平均時間（ 時間 分）	前 時間 分 後 時間 分	前 時間 分 後 時間 分	前 時間 分 後 時間 分
	④担当する校務分掌の種類、内容、役割等を理解し、責任をもって行っている。			
	⑤社会人として服務を守るとともに、マナーを守って勤務している。			
	⑥他の職員と適切な人間関係を築き、組織の一員として協働的に関わっている。			
	⑦校内で、後輩と共に高まろうとしている。			

【評価は4段階で行う】 4：そう思う 3：どちらかというと思う 2：どちらかというと思わない 1：そう思わない

※1年目は、前期及び年度末、2年目及び3年目は、各年度末に写しを提出していただきます。

※原本は3年間各自で保管します。

◆校長の確認印

1 年 目		2 年 目		3 年 目	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
印	印	印	印	印	印

【留意事項】

2年目及び3年目は、手書きの自己評価票をPDF形式にし、年度末に提出する。

基礎形成研修実施報告書とともに提出する。その際、教育研修課ホームページ内「研修講座を知る」にある説明を参照すること。

4-(6) 2年目以降の研修について

基礎形成研修 実施報告書の記入について (小中義)

【校外研修について】

「研修講座」の一覧の中で、★印の付いた小・中・義対象の「基礎形成選択講座」より、
2、3年目の2年間で「3講座以上」、
4、5年目の2年間で「2講座以上」、受講することが望ましい。
※受講する講座の内容や数など、管理職と面談の上決定する。

【校内研修の設定ポイント】

- ① 日常実践していることを研修として位置付けることができる。
- ② 全校研・市教研等の機会を生かすこともできる。
- ③ 初任者の示範授業等の若手教員育成のためのメンターとしての実践も考えられる。

1つの研修を複数日にわたって実施した場合は、まとめて記述する。



※報告書の電子データもしくは原本は、4年間各自で保管する。
※小・中・義務教育学校の教諭は、年度末に電子データを印刷した紙面または手書きの紙面をPDF形式にして提出する。(2・3年目の教諭は、「自己評価票(3年間で目指す教師像)」も同様にPDF形式にして、本実施報告書とともに提出する。)
※ファイル名は以下のようにする。数字は半角にする。
学校番号+学校名+(基礎)職員番号+氏名
(例) 98765 岐阜市藪田小(基礎) 12345 藪田 花子

左枠に勤務校を記入してください。異動した場合は、右枠に勤務校を記入する。

<様式>小・中・義 基礎形成研修 実施報告書(例)

校外研修は、★印の付いた小・中・義対象の「基礎形成選択講座」を受講すること(研修講座一覧参照)

名前	岐阜 一郎	岐阜市立藪田中学校	岐阜市立藪田南小学校
----	-------	-----------	------------

【2年目】			
自己課題	校外研修(2・3年目の2年間で3講座以上)		
	月日	講座番号	★基礎形成選択講座名
生徒一人一人のよさを生かした学級経営	6/12	2201	学級経営
	8/1	2214	教育相談基礎講座 G1
	/		
校内研修			
月日	研修内容		
6/22	生徒のよさを捉え、位置付けた学級通信の作成		
7/2~	学級一人一人の頑張りを発見し、紹介する1週間		
10/5	指導案を作成した帰りの会公開		

【4年目】			
自己課題	校外研修(4・5年目の2年間で2講座以上)		
	月日	講座番号	★基礎形成選択講座名
免許教科(社会)以外の指導力向上 ~導入における指導を中心に~	6/11	2105	学習指導の基礎・基本(国語)
	/		
	/		
校内研修			
月日	研修内容		
6/30	初任者に対する示範授業(国語)		
9/28	導入場面に焦点を置いた授業公開(国語)		
/			

【3年目】			
自己課題	校外研修(2・3年目の2年間で3講座以上)		
	月日	講座番号	★基礎形成選択講座名
生徒が主体的に学習できる授業づくり	6/26	2121	学習指導の基礎・基本(社会)
	7/4	2149	道徳教育と特別な教科 道徳
	/		
校内研修			
月日	研修内容		
5/21	授業録画をもとにした発問の分析		
9/10,13	全校研に向けての事前研究会及び研究授業(道徳)		
11/5,15	市教研に向けての事前研究会及び研究授業(社会)		

【5年目】			
自己課題	校外研修(4・5年目の2年間で2講座以上)		
	月日	講座番号	★基礎形成選択講座名
	/		
	/		
	/		
校内研修			
月日	研修内容		
/			
/			
/			

*令和3年度より押印がなくなりました。